

休眠預金等のお取扱いについて

お客さま各位

川崎信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年1月に施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただいております。また、納付された預金等につきましては、お客さまの申出により払戻しをさせていただくこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

（1）法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は次のとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
当座預金	下記【認可事由】①、③（ク、ケ、コ）、④に掲げる事由 ※①のうち記帳は除く。
当座預金(専用約束手形口用)	同上
普通預金	下記【認可事由】①、②、③（ア、イ、ウ、エ、オ、キ、ク、ケ、コ）、④、⑤に掲げる事由 ※① 記帳のうち記帳する取引が無い場合は平成30年1月4日以降のものに限る。
無利息型普通預金	同上
貯蓄預金	下記【認可事由】①、②、③（ア、イ、ウ、オ、ク、ケ、コ）に掲げる事由 ※① 記帳のうち記帳する取引が無い場合は平成30年1月4日以降のものに限る。
納税準備預金	下記【認可事由】①、③（ク、ケ、コ）に掲げる事由 ※① 記帳のうち記帳する取引が無い場合は平成30年1月4日以降のものに限る。
通知預金	下記【認可事由】①、③（ク、ケ、コ）に掲げる事由 ※① 記帳のうち記帳する取引が無い場合は平成31年4月15日以降のものに限る。
自由金利型定期預金 (大口定期預金)	下記【認可事由】①、③（カ、キ、ク、ケ、コ）に掲げる事由 ※① 記帳のうち記帳する取引が無い場合は平成31年4月15日以降のものに限る。
自由金利型定期預金(M型)：単利型 (スーパー定期預金)	同上
自由金利型定期預金(M型)：複利型 (スーパー定期預金)	同上
新スーパー元気350定期預金 (スーパー定期預金)	同上
変動金利定期預金：単利型	同上
変動金利定期預金：複利型	同上
期日指定定期預金	同上
新スーパー元気500定期預金 (スーパー定期預金)	同上
自動継続自由金利型定期預金 (大口定期預金)	下記【認可事由】①、③（カ、キ、ク、ケ、コ）、⑤に掲げる事由 ※① 記帳のうち記帳する取引が無い場合は平成31年4月15日以降のものに限る。
自動継続自由金利型定期預金 (M型)：単利型(スーパー定期預金)	同上
自動継続自由金利型定期預金	同上

預金等の種類	認可を受けた事由
(M型)：複利型(スーパー定期預金)	
自動継続新スーパー元気350定期預金(スーパー定期預金)	同上
自動継続変動金利定期預金：単利型	同上
自動継続変動金利定期預金：複利型	同上
自動継続期日指定定期預金	同上
自動継続新スーパー元気500定期預金(スーパー定期預金)	同上
定期積金	下記【認可事由】①、③(ク、ケ、コ)に掲げる事由 ※① 記帳のうち記帳する取引が無い場合は平成31年4月15日以降のものに限る。

【 認可事由 】

- ①預金者等の申出による預金通帳または証書の発行(再発行を含む)、記帳、繰越
- ②預金者等による残高の確認の求め(当金庫が把握できる方法に限る)
- ア.「残高照会」と「取引履歴表示」の取引
(当金庫ATMで平成30年1月4日以降のものに限る。)
- ③預金者等の申出による契約内容、顧客情報の変更(当金庫が把握できる方法に限る)
- ア. ATMのキャッシュカード暗証番号変更
- イ. ATMの利用限度額変更(支払、振込、振替)
- ウ. ATMの取引範囲変更(利用店舗の範囲、デビットカード取引の制限)
- エ. 口座種類の変更(一般型普通預金 ⇄ 無利息型普通預金の変更等)
- オ. キャッシュカードの発行(再発行を含む)
- カ. 方式変更(通帳式 ⇄ 証書式の変更等)
- キ. 総合口座への組入・組入解除(総合口座定期預金 ⇄ 一般の定期預金の変更)
- ク. 口座の移管(お取引店の変更等)
- ケ. 別紙1に記載の顧客情報の変更取引
- コ. 別紙2に記載の顧客情報の変更取引
- ※上記ア～ウは当金庫のATMでの操作による変更に限る。
- ※上記ア～クは平成30年1月4日以降のものに限る。
- ※上記ケは平成31年4月15日以降のものに限る。
- ※上記コは令和5年10月1日以降のものに限る。
- ④預金者等による口座の融資返済口座に利用する申出(当金庫が把握できる方法に限る)
- 預金者等による預金等に係る口座を借入金の返済に利用する旨の申出による登録及び借入金の完済に伴う取消し。ただし、割引手形、債務保証、当座貸越(一般・総合口座)、総合口座カードローンについては、口座を借入金の返済に利用する旨の申出による登録は除く。
- ※一般カードローンの自動更新による最終期限日の更新は除く。
- ⑤総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について上記(1)及び①～④に掲げる事由の全部または一部が生じたこと。

別紙１【顧客情報の変更取引】

以下の取引は、平成 31 年 4 月 15 日以降のものに限ります。

顧客情報の変更取引名	備考
顧客項目登録	
氏名・住所変更	
でんさい契約	

別紙２【顧客情報の変更取引】

以下の取引は、令和 5 年 1 0 月 1 日以降のものに限ります。

顧客情報の変更取引名	備考
インボイス継続発行登録	

以上